

# 居宅介護支援事業利用 【 重要事項説明書 】

医療法人社団 有相会  
最成病院 居宅介護支援室



# 居宅介護支援重要事項説明書

(令和8年6月1日現在)

## 1. 事業者

事業所名	医療法人社団 有相会
所在地	千葉県花見川区柏井町800-1
連絡先	電話番号：043-258-1211 FAX番号：043-258-2121
設立年月日	平成8年4月1日

## 2. 運営の目的

医療法人社団有相会が開設する最成病院居宅介護支援室（以下「事業所」という。）は、指定居宅介護支援の事業を行うものであり、要介護者等が指定居宅サービス等の適切な利用ができるよう、当該居宅介護者等の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、連絡調整、紹介等の便宜の提供を行い、地域住民の福祉の増進に貢献することを目的とします。

## 3. 最成病院 居宅介護支援事業の概要

### (1) 居宅介護支援の指定事業者番号およびサービス提供地域

事業所名	最成病院 居宅介護支援室
所在地	千葉県花見川区柏井町1132-1
連絡先	電話番号：047-480-2133 FAX番号：047-486-8272
介護保険指定事業者番号	居宅介護支援（千葉県1270200023号）
サービスを提供する地域	千葉市・八千代市・習志野市

### (2) 事業所の職員体制

職種	員数	業務内容
管理者 (主任介護支援専門員兼務)	常勤 1名	管理・監督・指導
介護支援専門員 (ケアマネージャー)	常勤 1名以上	居宅サービス計画の作成 訪問・面接・相談・調査等

(3) 営業時間

営業日 月曜日～土曜日（祝祭日・年末年始 12/31～1/3 を除く）

営業時間 8：45～17：45

(4) 虐待の防止等の措置に関する事項

①事業所は、利用者の権利擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、対策を検討する委員会の開催をするとともに、従業者への周知徹底を図ります。

②虐待防止のための指針を整備します。

③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施し、実施するための担当者を置きます。

(5) 業務継続に向けた取り組み

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を行うこととします。

(6) 感染症対策の強化及び対応

事業者は、感染症の事態に備え、必要な備品を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置について対応します。

市町村の感染症対策に沿った業務継続の取り組みを行います。

(7) 非常災害時の対策及び対応

事業者は、非常災害その他、緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置について対応します。

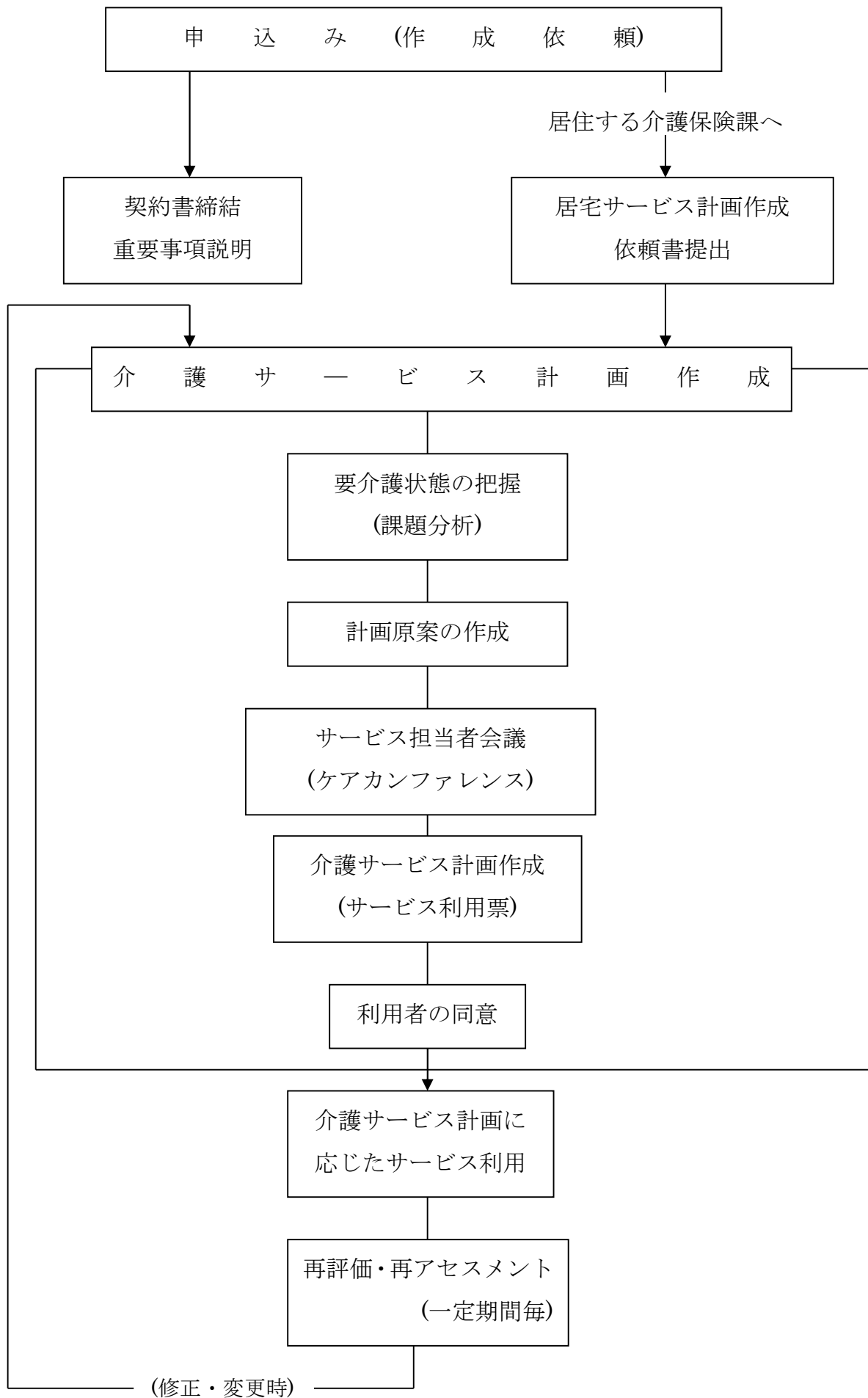
市町村の防災計画に沿った業務継続の取り組みを行います。

万が一、利用者様の居住区域において、居宅介護支援の提供ができない何らかの災害が発生した場合は、予定されている訪問や営業を急遽取り止める場合があります。その場合、連絡手段が確保できた時点で連絡を入れさせていただきます。

(8) ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に向けた委員会の開催、指針の整備、相談体制の実施等を行います。

4. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容



## 5. 利用料金

### (1) 種類

#### ① 利 用 料

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は【別紙 1】の通りです。

#### ② 交 通 費

前記3の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

#### ③ 解 約 料

利用者はいつでも契約を解約することができます、一切料金はかかりません。

#### ④ そ の 他

記録の複写費

### (2) 支 払 方 法

料金が発生する場合には、月ごとの精算とご請求させていただきます。

お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払方法は、現金集金となります。

## 6. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

### (2) サービスの選択と同意

①利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介する様、求めることが出来ます。

②利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を  
求めることが出来ます。

③当事業所の前6か月間に作成した居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型  
通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用状況は別紙の通りとなります。

### (3) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でのお申し出により、いつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。  
その場合は、終了1か月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業  
所を紹介いたします。

### ③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・契約後6ヶ月間、居宅サービス計画実績がない場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・要支援1・要支援2に認定された場合

(事業者は当該担当地域の地域包括支援センターを紹介するなど、便宜を図ります)

### ④その他

利用者や家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為またはパワーハラスメント(暴言・暴力・威嚇・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為)やセクシャルハラスメント(身体を触る・手を握る・性的な言動をする)等の行為により、適切なサービス提供の継続が困難であると判断できる場合、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

## 7. 主治医および医療機関等との連絡

- ①病院などに入院する場合は、入院時に担当介護支援専門員の氏名や連絡先を入院先に伝えて下さい。
- ②事業者等から、利用者の口腔に関する問題や服薬状況等介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等の必要な情報を、利用者の同意を得たうえで、主治医等に提供します。
- ③主治医又は歯科医師からの意見を得て居宅サービス計画書を作成した場合は、その居宅サービス計画書を主治医または歯科医師に交付します。

## 8. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営の方針

利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう努めます。

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に利用者提供される居宅サービス等を調整いたします。また、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図ります。

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

利用者が適切な指定居宅サービスを利用できるよう介護計画を作成します。

介護計画の作成にはいくつかの方法がある為、利用者や家族に、複数の事業所を紹介し、当該事業所を居宅サービス計画に位置づけた理由をご説明いたします。

(3) サービスの利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出下さい
調査(課題把握)の方法	有	居宅サービス計画ガイドライン
介護支援専門員への研修の実施	有	定期的の実施
その他		

9. サービス内容に関する苦情

① 当事業所相談・苦情担当

事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 酒 井 所属 最成病院居宅介護支援室 電話 047(480)2133

② その他

以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

10. 事業所の概要

名称・法人種別	医療法人社団 有相会	(法人種別 医療法人)
代表者役職・氏名	理事長 岡本 和久	
法人所在地・電話番号	千葉県千葉市花見川区柏井町800-1	043(258)1211
定款の目的に定めた事業	1 病院 2 訪問看護ステーション 3 居宅介護支援室 4 その他これに付随する業務	
事業所数等	病院	1ヶ所
	訪問看護ステーション	1ヶ所
	居宅介護支援	1ヶ所
	通所リハビリテーション	1ヶ所
	認知症対応型共同生活介護	1ヶ所
	介護医療院	1ヶ所
	クリニック	1ヶ所

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所 所在地 千葉県千葉市花見川区柏井町 1 1 3 2 - 1

名 称 医療法人社団 有相会  
最成病院居宅介護支援室 印

説明者 所属 居宅介護支援室  
氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(代理人)住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_



## 最成病院居宅介護支援 利用料金表

### 【別紙 1】 ☆料金

1. 居宅介護支援利用料は要介護度に応じ、介護サービスの提供開始以降1か月あたり以下の金額になります。

※ただし、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援及び加算料金に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。

## 居宅介護支援事業所 利用料金表

居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所				
居宅介護支援費Ⅰ	居宅介護	要介護1・2	12,000円/月	介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45未満である場合又は45以上である場合において、45未満の部分
	支援（i）	要介護3・4・5	15,591円/月	
	居宅介護	要介護1・2	6,011円/月	介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の部分
	支援（ii）	要介護3・4・5	7,779円/月	
	居宅介護	要介護1・2	3,602円/月	介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45以上である場合において、60以上の部分
	支援（iii）	要介護3・4・5	4,663円/月	
居宅介護支援費Ⅱ	指定居宅サービス事業所等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステム活用及び事務職員の配置を行っている事業所			
	居宅介護	要介護1・2	12,000円/月	介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50未満である場合又は50以上である場合において、50未満の部分
	支援（i）	要介護3・4・5	15,591円/月	
	居宅介護	要介護1・2	5,823円/月	介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50以上である場合において、50以上60未満の部分
	支援（ii）	要介護3・4・5	7,547円/月	
	居宅介護	要介護1・2	3,491円/月	介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50以上である場合において、60以上の部分
支援（iii）	要介護3・4・5	4,530円/月		

加算・減算	
特定事業所加算(Ⅰ)	5, 7 3 4円/月
特定事業所加算(Ⅱ)	4, 6 5 2円/月
特定事業所加算(Ⅲ)	3, 5 6 9円/月
特定事業所加算(A)	1, 2 5 9円/月
特定事業所医療介護連携加算	1, 3 8 1円/月
通院時情報連携加算	5 5 2円/月
特定事業所集中減算	- 2, 2 1 0/月
初回加算	3, 3 1 5円/月
入院時情報連携加算Ⅰ	2, 7 6 2円/月
入院時情報連携加算Ⅱ	2, 2 1 0円/月
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4, 9 7 2円/回
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6, 6 3 0円/回
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6, 6 3 0円/回
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	8, 2 8 7円/回
退院・退所加算(Ⅲ)	9, 9 4 5円/回
緊急時等居宅カンファレンス加算	2, 2 1 0円/回
ターミナルケアマネジメント加算	4, 4 2 0円/月
同一建物減算	所定単位数×95/100 (5%減算)
介護職員等処遇改善加算	所定単位数×21/1000 (2.1%加算)

2.介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業所に支払われない場合があります。その場合はいったん上記の金額の料金を頂き、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日、市町村（保険者）の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

3.その他、料金は下記のようになります。

交通費： サービス提供地域外の方は交通費の実費が必要です。

記録の複写費： B4サイズまでは10円 A3サイズ20円です。

#### ☆相談・要望の・苦情の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

当支援室お客様相談・苦情窓口

電話番号：047（480）2133

担当部署：最成病院居宅介護支援室 酒井 紀子

受付時間：月～土曜日 8：45～17：45

※但し、日曜日・祝日・年末年始12/31～1/3は休業日となります。

#### ☆市町村（保険者）の相談窓口

※花見川区介護保険室

043（275）6401

※千葉市 保健福祉局 高齢障害部 介護保険事業課

043（245）5062

※千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理担当

043（254）7428

※八千代市 長寿支援課

047（483）1151

※習志野市 介護保険課

047（453）7345